

青森県報

第二千七百八十一号

平成十九年
五月十八日
(金曜日)

目 次

告 示

| | |
|---|--------------|
| 狩猟免許試験の施行…………… | (自然保護課) …… 一 |
| 適性試験及び講習の実施…………… | (同) …… 二 |
| 障害福祉サービス事業者の指定…………… | (障害福祉課) …… 三 |
| 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行 う事業所の名称変更の届出…………… | (同) …… 四 |
| 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定…………… | (同) …… 五 |
| 人事委員会 | |
| 人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規 則…………… | (職 員 課) …… 五 |
| 人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲 を定める規則)の一部を改正する規則…………… | (管 理 課) …… 五 |

告 示

青森県告示第四百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一
条の規定により次のとおり平成十九年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及
び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条
第二項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日、場所等

| 試験の期日 | 試験の場所 | 備考 |
|---------------|---------------------------------|----|
| 平成十九年七 月八日 | 青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター大会議室 | |
| 平成十九年九 月五日 | 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階大会議室 | |

二 試験科目、試験課題、試験時間等

| 試験の 種 別 | 試験の科目及び課題 | 試験時間 | 受付時間 |
|---|---|-----------------------------|-----------------------------------|
| 狩猟免許 の種別 | 試験の科目及び課題 | 試験時間 | 受付時間 |
| 網猟免許 わな猟免 許 | 1 視力 2 聴力 3 運動能力 | 午前九時 四十分か ら午前十 時まで | 午前九時 十分から 午前九時 三十分ま で |
| 第一種銃 猟免許 第二種銃 猟免許 | 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識 | 午前十時 から午後 零時十分 まで | |
| 網猟免許 わな猟免 許 第一種銃 猟免許 第二種銃 猟免許 | 1 銃器以外の猟具を見て当該猟 具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びは こわなのうち一つを架設するこ と。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の 判別を瞬時に行うこと。 | 午後一時 十分から 午後三時 まで | |
| 第一種銃 猟免許 | 1 模造銃(空気銃以外の銃器を 模した物をいう。2から4まで において同じ。)について点検 分解及び結合の操作を行うこと。 | | |

| | |
|---------------------|---|
| | |
| <p>第二種銃 猟免許</p> | <p>2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p> |
| | |

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成十九年七月八日に受験するものにあつ

ては、平成十九年五月二十九日から同年六月二十九日まで、平成十九年九月五日に受験するものにあつては、平成十九年七月二十七日から同年八月二十七日までに、狩猟免許申請書（各地域農林局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域農林局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 四千元
 - (二) その他の者（初心者） 五千三百円

- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通

- 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

- 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域農林局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第四百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成十九年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

一 適性試験及び講習の期日、場所等

| 所管課名又は所管地域県民局名 | 期 日 | 場 所 | 備 考 |
|----------------|-------------|-------------------------------|-----|
| 自然保護課 | 平成十九年九月十三日 | 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室 | |
| 東青地域県民局 | 平成十九年七月三十一日 | 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室 | |
| 中南地域県民局 | 平成十九年八月十日 | 弘前市大字豊田二丁目三 青森県武道館第二・三会議室 | |
| 三八地域県民局 | 平成十九年七月三十日 | 八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館 | |
| 西北地域県民局 | 平成十九年八月三日 | 五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎 | |
| 上北地域県民局 | 平成十九年七月十九日 | 十和田市西十二番町二〇の二二 十和田合同庁舎 | |
| 下北地域県民局 | 平成十九年八月三日 | むつ市中央二丁目一の八 むつ合同庁舎旧館三階大会議室 | |

二 適性試験及び講習の科目、時間等

| 区 分 | 科 目 | 時 間 | 受付時間 |
|------|--|----------------------------------|---------------------|
| 適性試験 | 1 視力 2 聴力 3 運動能力 | 午前九時三十分から 午前十一時まで | 午前九時から 午前九時二十分まで |
| 講 習 | 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い | 午前十一時から午後三時まで(ただし、正午から午後一時までは休憩) | |

三 適性試験及び講習の対象者

平成十九年四月十六日から平成二十年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
- 2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 5 更新しようとする狩猟免状 一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七 七三四 九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第四百十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---|--|--|---|--|--|--|---|--|---|----------------------------------|----------------|----------------|
| 株式会社 エルスエ 目三の三 柳町四丁 | 有限会社 修 二大北 九津軽 一郡中 の里字 三三寶 森 | 特定非営 利活動法 人夢利 の里 目一青 二森市 の浪打 九一丁 | 株式会 社エ 目三の 三柳町 四丁 | 社会福 祉法 人三 恵会 赤川二 つ市大 九の烟 の四町 大 | 社会福 祉法 人三 恵会 弘前市 大字三 和 字上恋 塚一九 | 社会福 祉法 人七 峰会 弘前市 大字下 白 銀町二 一の八 | 有限会 社光 仁メデ ヲカ クル プロジ エ 田大北 四津軽 の郡野 一田板 字柳 実町 | 医療法 人な ごみ 会 上北郡 東北 町字 上笹橋 二二三 のの八 | 医療法 人な ごみ 会 上北郡 東北 町字 上笹橋 二二三 のの八 | 名 称 主たる 事務所 の地 所 在 地 | 指定障 害福祉 サービス 者 の障 害福祉 サービス の種類 | 名 称 所 在 地 年指 月日 定 | | |
| | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | 就労継 続支 援(A 型) | 行動援 護 | 就労継 続支 援(A 型) | 就労移 行支 援(一 般型) | 居宅介 護 | 自立訓 練(生 活訓 練) | 共同生 活 介護 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | |
| | 株式会社 エル ム 天 使 の ホス 目二の 一柳 三町 四丁 | 株式会社 エル ム 天 使 の ホス 目二の 一柳 三町 四丁 | 共同生 活 援助 目一青 二森市 の浪打 九一丁 | 株式会 社エ 目三の 三柳町 四丁 | 延寿園 ホ ンタ ム ヘル プ セ 音堂二 つ市大 五の烟 の一町 一観 | 障害福 祉支 援就 労継 続支 援(A 型)の 里 弘前市 大字三 和 字下恋 塚一八 九 | 就労サ ポー ト 弘前市 大字熊 嶋 一亀田 一八四 のの | セーフ テー ビス 北津軽 郡野 田字 実田 四 | 生活訓 練あ んず ごみ の家 上北郡 東北 町字 上笹橋 二二三 のの八 | 共同生 活 援助 んず ごみ の家 上北郡 東北 町字 上笹橋 二二三 のの八 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | |
| | 目二の 一柳 三町 四丁 | 目二の 一柳 三町 四丁 | 目一青 二森市 の浪打 九一丁 | 目三の 三柳町 四丁 | 音堂二 つ市大 五の烟 の一町 一観 | 弘前市 大字三 和 字下恋 塚一八 九 | 弘前市 大字熊 嶋 一亀田 一八四 のの | 北津軽 郡野 田字 実田 四 | 上北郡 東北 町字 上笹橋 二二三 のの八 | 上北郡 東北 町字 上笹橋 二二三 のの八 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 | 共同生 活 援助 |
| | " | " | " | " | " | " | " | 一九 一 一 | " | 平成 一九 一 一 | " | " | " | " |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 区分 |
| 株式会社 チイ学 館二 | 株式会社 チイ学 館二 | 株式会社 チイ学 館二 | 株式会社 チイ学 館二 | 株式会社 チイ学 館二 | 株式会社 チイ学 館二 | 株式会社 チイ学 館二 | 株式会社 チイ学 館二 | 指定障 害福祉 サービス 者 |
| 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 東京都 千代田 区神田 目駿代 | 主たる 事務所 の地 |
| 居宅介 護 | 居宅介 護 | 居宅介 護 | 居宅介 護 | 居宅介 護 | 居宅介 護 | 居宅介 護 | 居宅介 護 | 障 害福 祉サ ービ ス |
| アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | アイセ ンタ ク ア イ セ ン タ ク ア イ セ ン タ ク | 障 害福 祉サ ービ ス |
| 十和田 市第二 田 | 十和田 市第二 田 | 十和田 市第二 田 | 十和田 市第二 田 | 十和田 市第二 田 | 十和田 市第二 田 | 十和田 市第二 田 | 十和田 市第二 田 | 障 害福 祉サ ービ ス |
| 平成 一九 一 一 | 平成 一九 一 一 | 平成 一九 一 一 | 平成 一九 一 一 | 平成 一九 一 一 | 平成 一九 一 一 | 平成 一九 一 一 | 平成 一九 一 一 | 年 月 日 更 |

青森県告示第四百十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、
 次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名
 称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。
 平成十九年五月十八日
 青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|--|--|--|--|--|--|
| 株式会社 二子イ学館 | 株式会社 二子イ学館 | 株式会社 二子イ学館 | 株式会社 二子イ学館 | 株式会社 二子イ学館 | 株式会社 二子イ学館 |
| 東京都千代田区神田駿九河台二丁目 | 東京都千代田区神田駿九河台二丁目 | 東京都千代田区神田駿九河台二丁目 | 東京都千代田区神田駿九河台二丁目 | 東京都千代田区神田駿九河台二丁目 | 東京都千代田区神田駿九河台二丁目 |
| 居宅介護 | 居宅介護 | 居宅介護 | 居宅介護 | 居宅介護 | 居宅介護 |
| アイリス サービス タムツ 中央 アセント イムツ 中央 | アイリス サービス タムツ 中央 アセント イムツ 中央 | アイリス サービス タムツ 中央 アセント イムツ 中央 | アイリス サービス タムツ 中央 アセント イムツ 中央 | アイリス サービス タムツ 中央 アセント イムツ 中央 | アイリス サービス タムツ 中央 アセント イムツ 中央 |
| むつ市旭町 七の四七 | むつ市旭町 七の四七 | むつ市旭町 七の四七 | むつ市旭町 七の四七 | むつ市旭町 七の四七 | むつ市旭町 七の四七 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

青森県告示第四百十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定相談支援事業者 | 相談支援事業を行う事業所 | 年月日 |
|---------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 名称 主たる事務所の所在地 | 名称 所在地 | 指定年月日 |
| 社会福祉法人清慈会 八戸市大字新井田字松山下野場七の一五 | 地域生活支援センター清岳園 三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の七 | 平成一九・五・一 |

人事委員会

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第九条中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第二十条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他の人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は通勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中、「地域連携推進監」及び「環境再生対策監、県土整備企画監」を削り、「（課の人事事務等を主として担当するもの）の下に、「並びに財政課」を加え、「局又は」を削り、「又は庁舎管理」を「に関する事務を担当するもの、財産管理課に置くもので庁舎管理」に改め、「又は局」を削り、「行政経営推進室に置くもので行政改革に関する事務を担当するもの及び企画課に置くもので行政評価に関する事務を担当するもの」を「企画課に置くもので行政評価に関する事務を担当するもの並びに秘書課及び行政経営推進室に置くもの」に改め、「及び総務学事課に置くもので法令審査又は」を「総務学事課に置くもので法令審査に関する事務を担当するもの及び財産管理課に置くもので」に改め、同表出納局の項中「副出納長」の下に、「次長」を加え、同表人事委員会事務局の項中「課長」の下に、「副参事」を加え、同表備考第六項中「給与」を削る。

別表第二号の表地域県民局の項中「地域連携室長」を削り、「次長、総務企画室長」を「次長（子ども相談総室に置くものを除く。）」、管理室長、企画調整室長」に改め、「庶務担当課長等」の下に「環境管理事務所長」を、「家畜保健衛生所長」の下に「水産業改良普及所長」を、「漁港漁場整備事務所長」の下に「ダム建設所長」を、「ダム管理所長」の下に「道路河川事業所長」を加え、同表県税事務所を削り、同表環境保健センターの項中「環境管理事務所長」を削り、同表健康福祉子どもセンターの項、中央病院の項、つくしが丘病院の項、農林水産事務所、海洋学院の項及び県土整備事務所の項を削り、同表盲学校、聾学校、養護学校の項の次に次のように加える。

| | |
|-----|-----------|
| 中学校 | 校長、教頭、事務長 |
|-----|-----------|

同表備考第二項中「第二十九条の四第三項、第一百十条第二項、第一百一十二条第二項、第二百二十八条第一項又は第二百三十七条第一項」を「第三十一条第四項、第九十六条第二項、第百八条第二項、第百十四条第一項又は第百二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭